

山形県身体障害者福祉協会収益事業インスタグラム運用要領

令和5年1月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県身体障害者福祉協会収益事業（以下「収益事業」という。）が開設するInstagram（以下「インスタグラム」という。）を、主に山形県庁職員及び山形県立中央病院職員・利用者への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）と呼ばれるインターネット上のコミュニティサイトで、スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や短時間動画を共有する手段をいう。
- (2) インスタグラム 収益事業が設置・運用するインスタグラムをいう。
- (3) アカウント インスタグラムを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者 インスタグラムの利用者をいう。
- (5) コメント インスタグラムに意見等を投稿することをいう。
- (6) いいね！ インスタグラムの投稿に対してダブルタップで肯定的な意思を示すことをいう。

(運用主体)

第3条 インスタグラムの運用主体は山形県身体障害者福祉協会（以下「協会」という。）とし、アカウントの管理及び投稿は協会及びYショップ山形県庁店が行う。

2 アカウント名は yamagatakenchobaiten とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 協会は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体としてアカウント名を協会ホームページに明示する。

2 協会は、アカウントの運営主体について、インスタグラムのプロフィール欄に明示する。

(情報発信)

第5条 インスタグラムを運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は、協会及びYショップ山形県庁店が行う。

2 情報発信の原則は次のとおりとする。

- (1) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。
- (2) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (3) その他、公の秩序又は善良の風俗に反する一切の情報を発信しない。

(いいね！及びコメントの制限)

第6条 協会は、インスタグラムによる発信のみを行い、原則として他のユーザーの投稿に対するコメントは行わない。

2 協会は、インスタグラムの投稿に対する利用者からのコメントに個別の返信コメントは行わない。

(コメント等の削除)

第7条 協会は、インスタグラムの投稿に対する利用者による次に掲げる内容のコメント及びリンクを禁止し、予告なく削除することができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 第三者の著作権、商標権、肖像権等、知的所有権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む。）
- (10) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) その他、協会が不適切であると判断したもの

(著作権)

第8条 インスタグラムに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、協会に帰属する。

(その他)

第9条 この要領の実施に関し必要な事務手続き等は、協会事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月20日から施行する。